

【資料 6】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 7 年 5 月 20 日

【議題 6】

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

水 振 第 1 3 6 号
令和 7 年 5 月 20 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、鹿児島県資源管理方針を別紙 1 のとおり変更したいので、漁業法第 14 条第 4 項及び同条第 10 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、変更後は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理区分間での融通及び不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同法第 16 条第 5 項において準用する第 2 項に基づき、併せて貴委員会の意見を求めます。

鹿児島県資源管理方針の変更について

1 概要

- (1) 知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行うもの。
- (2) 水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い県方針の変更が必要になったもの。

2 変更内容

(1) 知事管理漁獲可能量の柔軟な運用

ア 県資源管理方針の現状の取扱いについて

- ・ 本県における漁獲可能量の運用は、国や他県からの追加配分があった場合を想定した対応については充実している（追加配分は海区委への報告が事後報告とされている）。
- ・ 一方、県内の知事管理区分間の融通や不等量交換については整理されていない。
- ・ 太平洋クロマグロについては、資源の回復に伴って令和 7 管理年度より小型魚 10%、大型魚 50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も増加した。そのため、県内知事管理区分間での融通や、不等量交換の機会は今後増加するものと考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理したい。

※不等量交換：くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠を 1.47 倍し、くろまぐろ（大型魚）の漁獲枠に振替えることができる措置。

イ 運用（案）

- ・ 県内知事管理区分間の融通や不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更については、太平洋クロマグロを採捕する水産団体等の同意を取得後に速やかに実施する（県の判断のみで恣意的に実施しない）。
- ・ 上記対応を行った場合、関係海区委へは事後報告とする。

※ ただし、各管理年度設定時の諮問において、上記対応をする旨を諮問する。

ウ 同運用（案）による効果

- ・ 現状の変更までに要する手続きは次のとおり。
- (ア) 知事管理区分間での融通や不等量交換による知事管理漁獲量の変更について、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区委員会に諮問。
- (イ) 答申後、知事管理漁獲可能量の変更について公表、農林水産大臣へ報告。
- 変更までに 1 ヶ月程度必要。

- ・ 運用（案）を導入した場合の手続きは次のとおり。

（ア）知事管理漁獲量可能量を変更する旨について，太平洋クロマグロを採捕する水産団体等から同意を取得。

（イ）同意取得後，知事管理漁獲可能量の変更について公表，農林水産大臣へ報告。

（ウ）関係海区漁業調整委員会へ変更について報告。

エ 変更内容

- ・ くろまぐろ小型魚（別紙１－３）第３，くろまぐろ大型魚（別紙１－４）第３の記載に次のとおり追記する。

→ また，県内知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量が変更される場合は，予め鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により，知事管理区分の配分量を変更するものとする。

(2) 国基本方針に伴う変更

ア 記載を追記する理由

- ・ ぶりは令和７年４月（本県は７月）より TAC 管理（ステップ１）が開始されることから，国基本方針別紙２に変更されたことを受け，県方針についても別紙３から別紙１に変更を行った。
- ・ しかし，上記変更後，国基本方針にもじゃこの管理に関する記載が追記されたため，県方針も同様に追記を行うもの。

イ 変更内容

- ・ ぶり（別紙１－１０）第５の記載に次のとおり追記する。

→ 養殖用種苗（もじゃこ）について，ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

3 今後の手続き

～５月下旬

- ・ 各海区漁業調整委員会への諮問

５月下旬

- ・ 農林水産大臣へ変更承認申請の提出

６月上旬

- ・ 県公報及びホームページにて公表し，変更に係る手続き終了

鹿児島県資源管理方針の運用について

1 概要

くろまぐろ（小型魚，大型魚）数量管理の柔軟な運用を図るため，令和 7 管理年度における具体的な取扱いについては 2 のとおりとしたい。

2 具体的な取扱い

- (1) 知事管理区分間での融通及び不等量交換にて知事管理漁獲可能量を変更する場合
太平洋クロマグロを漁獲する水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとする。
- (2) 海区漁業調整委員会への報告
(1) により変更した場合は，県ホームページ及び県公報により，遅延なく公表することとし，変更後に開催される鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告することとする。

3 その他

2 による変更及び国からの追加配分等による変更以外については，鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聴いて変更を行うこととする。

鹿児島県資源管理方針		鹿児島県資源管理方針	
令和２年12月１日制定 令和３年３月26日改正 令和３年６月29日改正 令和５年10月６日改正 令和５年12月26日改正 令和６年７月９日改正 令和６年12月25日改正 令和７年４月４日改正 <u>令和７年　月　日改正</u>		令和２年12月１日制定 令和３年３月26日改正 令和３年６月29日改正 令和５年10月６日改正 令和５年12月26日改正 令和６年７月９日改正 令和６年12月25日改正 令和７年４月４日改正	
略]		第１の１～第８[省略]	
(別紙１－２)[省略]		(別紙１－１)～(別紙１－２)[省略]	
原		(別紙１－３)	
(小型魚)(30キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」)		第１　特定水産資源 くろまぐろ(小型魚)(30キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)	
		第２[省略]	
の知事管理区分への配分の基準 された漁獲可能量のうち、おおむね１割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去のいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。		第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね１割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去のいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。	
に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。		管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。	
業又はその他のくろまぐろ(小型魚)漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それを超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ず		本県定置漁業又はその他のくろまぐろ(小型魚)漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それを超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ず	
ては、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第１項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。		留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第１項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。	
<u>知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量に変更される場合、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</u>		以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする	
に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする			

原 (大型魚) (30キログラム以上のものに限る。以下、この別紙において「大型魚」) の知事管理区分への配分の基準 された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。 かの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。 こ、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。 ては、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。 <u>知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量が変更される場合、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</u> に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分に漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。	第4～5 [省略] (別紙1－4) 第1 特定水産資源 くろまぐろ(大型魚)(30キログラム以上のものに限る。以下、この別紙において「大型魚」という。) 第2 [省略] 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。 過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。 管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。 留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。 以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。
(別紙1－9) [省略] 原 管理に関する重要事項 本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)にステップアップ管理を行う。 <u>(もじゃこ)について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内</u> (別紙2～3) [省略]	第4～5 [省略] (別紙1－5)～(別紙1－9) [省略] (別紙1－10) 第1 特定水産資源 ぶり 第2～4 [省略] 第5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）および小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまあじを採捕する漁業（まき網漁業を除く（以下「その他のまあじ漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まあじ漁業への配分のうち 100 トン未満の端数は 10 トンの位を四捨五入するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,400 隻とする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まき網まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。）及び小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

2 鹿児島県その他のまいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（鹿児島県まき網まいわし漁業を除く（以下「その他のまいわし漁業」という。）」

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 9 割を当該管理年度の前々年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね 1 割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量が増減される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まいわし漁業への配分のうち 100 トン未満の端数は 10 トンの位を四捨五入するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、1,900 隻とする。

(別紙 1－3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚) (30 キログラム未満のものに限る。以下この別紙において「小型魚」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業 (上半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下この別紙において「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。) および小型定置網漁業 (鹿児島県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から 9 月 30 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 9 月 30 日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 鹿児島県定置漁業 (下半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業および小型定置網漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から 3 月 31 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 3 月 31 日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

3 鹿児島県その他のくろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (鹿児島県定置漁業を除く (以下「その他のくろまぐろ (小型魚) 漁業」という。))

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から 9 月 30 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 9 月 30 日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

4 鹿児島県その他のくろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (小型魚) 漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から 3 月 31 日

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の 3 月 31 日まで

で（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろまぐろ（小型魚）漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

また、県内知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行う。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1－4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）（30キログラム以上のものに限る。以下この別紙において「大型魚」という。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下この別紙において「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）および小型定置網漁業（鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第13号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（鹿児島県定置漁業を除く（以下「その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を各知事管理区分に均等に配分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

また、県内知事管理区分間や不等量交換により知事管理漁獲可能量が変更される場合は、予め鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該知事管理区分が対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、300 隻とする。

(別紙１－６)

第１ 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第２ 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１ 鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる漁業をいう。）及び小型まき網漁業（鹿児島県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあったと認めるときは、この限りではない。）

２ 鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者によるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業を除く（以下「その他のまさば及びごまさば漁業」という。））

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第３ 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする。この場合において漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

また、県内知事管理区分間や他県等との融通により知事管理漁獲可能量に変更される場合は、予め鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとし、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会に報告するものとする。

なお、漁獲可能量の算定にあたっては、鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業への配分のうち100トン未満の端数は10トンの位を四捨五入するものとする。

第４ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

その他のまさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、6,200隻とする。

(別紙 1－7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす(かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県うるめいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－9)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－10)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鹿児島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

鹿児島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙２－１)

- 第１ 水産資源
かつお（中西部太平洋条約海域）
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－２)

- 第１ 水産資源
きはだ（中西部太平洋条約海域）
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－３)

- 第１ 水産資源
めばち（中西部太平洋条約海域）
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－４)

- 第１ 水産資源
びんなが（北西太平洋海域）
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－５)

- 第１ 水産資源
めかじき（北西太平洋海域）
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－６)

- 第１ 水産資源
ひらめ日本海中西部・東シナ海系群
- 第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。
また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、
認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の
実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上する
ように努めることとする。
- 第３ その他資源管理に関する重要事項
なし

(別紙２－７)

第１ 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第２ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取り組み内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第３ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙３－１)

第１ 水産資源

まるあじ日本海西・東シナ海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙３－２)

第１ 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、2029 年までに中位以上まで回復することを目指す。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙３－３)

第１ 水産資源

たちうお日本海・東シナ海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、2029 年までに中位以上まで回復することを目指す。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙３－４)

第１ 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙３－５)

第１ 水産資源

まち類奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源動向を、2033 年までに増加とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

南西諸島マチ類広域資源管理方針に記載される漁獲努力量の削減措置を遵守させる。

(別紙３－６)

第１ 水産資源

むろあじ類東シナ海

第２ 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第４ その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－7)

第 1 水産資源

すじあら南西諸島海域

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における CPUE の動向を、2029 年までに増加とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

まかじき中西部太平洋

第 2 資源管理の方向性

中西部太平洋まぐろ類委員会での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚量に対する実際の親魚量の割合を、提案された水準に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－9)

第 1 水産資源

あら鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（2.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－10)

第 1 水産資源

かますさわら鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（15.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－11)

第 1 水産資源

かんばち類（かんばち、ひれながかんばち）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（239.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－12)

第 1 水産資源

きびなご鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（784.9 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－13)

第 1 水産資源

しらす（鹿児島県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもののことをいう。）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（2.2 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－14)

第 1 水産資源

すずめだい類（すずめだい、あまみすずめだい、おやびつちゃ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（7.1 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－15)

第 1 水産資源

そうだがつお類（まるそうだ、ひらそうだ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（619.7 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－16)

第 1 水産資源

たかさご類（たかさご、にせたかさご、くまささはなむろ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（40.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－17)

第 1 水産資源

とびうお類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（1,017.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－18)

第 1 水産資源

ばしょうかじき鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（51.3 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-19)

第 1 水産資源

はた類鹿児島県周辺海域（すじあらを除く）

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（54.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-20)

第 1 水産資源

はも鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（25.0 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-21)

第 1 水産資源

ぶだい類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（45.8 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3-22)

第 1 水産資源

むつ類（むつ、くろむつ）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（22.0 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－23)

第 1 水産資源

めだい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（90.6 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－24)

第 1 水産資源

あおりいか鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（83.9 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－25)

第 1 水産資源

あわび類鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（0.9 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－26)

第 1 水産資源

いせえび類（いせえび、かのこいせえび、しまいせえび）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（43.1 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－27)

第 1 水産資源

そでいか鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（227.5 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－28)

第 1 水産資源

小型えび類（ひげながえび、なみくだひげえび等）鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（245.1 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－29)

第 1 水産資源

つきひがい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年から 2022 年まで）の平均値（53.3 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙 3－30)

第 1 水産資源

やこうがい鹿児島県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近 10 年間（2013 年から 2022 年まで）の平均値（8.7 トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3－31)

第1 水産資源

さばふぐ類日本海西・東シナ海のうち鹿児島県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近10年間（2013年から2022年まで）の平均値（81.5トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙3－32)

第1 水産資源

きんめだい太平洋系群のうち鹿児島県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当分の間、年間漁獲量を直近10年間（2013年から2022年まで）の平均値（14.7トン）程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鹿児島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。
以下この章において同じ。）

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の
知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号)

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。